

**令和4年1月1日
マイナポイント第2弾実施中**

マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方や、昨年5月1日以降に取得された方など、キャッシュレス決済サービスを用いて最大5千円分のマイナポイントを取得することができます。

第1弾では、マイナンバーカードを昨年4月30日までに申請された方で、12月末までにマイナポイントを申し込んだ方がポイントの付与を受けることができましたが、第2弾では、昨年5月1日から申請された方も対象になります。また、12月末までにマイナポイント第1弾で申し込んだ方で、まだ2万円のチャージや買い物を行っていない場合は、令和4年1月1日以降も上限5千円までのポイントの付与を受けることができます。マイナポイントの申込のサポートを役場で行っています。

- ◆お持ちいただくもの**
- 1 マイナンバーカード
 - 2 キャッシュレス決済サービスの情報(カードなど)
 - 3 マイナンバーカード発行時に

自身が設定した数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)

「マイナンバーカード申請サポート(無料)」を行っています

「マイナンバーカードの申請がまだ済んでいない」、「申請の方法がわからない」という方へ、役場で職員が申請サポートします。

健康保険証利用や、引き続き実施されます消費活性化対策としてマイナポイントなどマイナンバーカードを活用した経済対策が行われています。いつでも作成できますのでお気軽にご相談ください。

◆サポート内容

- ・顔写真撮影
- ・マイナンバーカード申請の代行

◆受付時間

・午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時30分

※土日祝日・年末年始を除きます

◆お持ちいただくもの

- 1 通知カード
- 2 印かん(認印)
- 3 本人確認書類(下記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限り)

A

運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

B

健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

◆マイナンバーカード交付までの期間

交付申請からおおむね1カ月

◆注意事項

申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)と一緒にお願いします。

○お問い合わせ先

- 本庁 住民課 住基戸籍係
☎ 43-2800
- 佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
☎ 55-3701

犯罪被害に関する出張法律相談のお知らせ

こうち被害者支援センターでは、傷害や性暴力などの事件・事故にあわれた方を対象に弁護士と犯罪被害相談員による無料の出張法律相談を実施しています。奇数月は県西部(四十市)で行っています。左記連絡先まで事前申し込みをお願いします。

◆日時

3月15日(火)

午後1時半～午後3時半

◆場所

幡多総合庁舎2階会議室(四十市中村山手通り19)

◆共催

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター、法テラス高知、高知県

○お問い合わせ

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター
☎ 088-854-7511
(平日午前9時～午後5時)